

# 固定資産税について

稅務課 課稅係 ☎ 64-1106

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。土地、家屋、償却資産につき、次の場合は税務課までお知らせください。

#### ◆土地の用途変更など

住宅の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

### ◆家屋の新增築、取り壊しなど

家屋の取り壊しや、新築・増築などを行つたりした場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行ったときは、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額することができます。

## ◆償却資産（事業用資産）の申告について

償却資産の所有者には、法令により毎年申告する義務があります。

## ・償却資産とは？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

(ただし、土地や家屋、自動車を除きます。)

### 償却資産の対象となるもの（例）

飲食店	厨房設備・レジスター カラオケセット・冷蔵庫など
小売店	商品陳列ケース・冷蔵庫 自動販売機・冷蔵ストッカーなど
理容業 ・ 美容業	理・美容椅子・洗面設備 タオル蒸し器・サインポールなど
医院	ベッド・手術台・X線装置 調剤機器など
農業	ビニールハウス・電動機 スプリンクラー・選果機など
漁業	漁船・魚群探知機・無線機 漁具など

### ・申告の方法

平成26年12月中旬までに申告書の送付を予定しています。平成27年度分は、平成27年2月2日（月）までに申告してください。申告書が届かない人は、お手数ですが税務課までご連絡をお願いします。

39 働くことに不安のある原則15才から  
才の若者、そのご家族の方の相談に  
お応えし、心のケアや各種プログラム  
を活用して、職業的自立・就労までを  
トータルでサポートします。

# 個別出張相談会

## 個別出張相談会

若者サポートステーションわかやま  
〒640-8033 和歌山市本町2丁目40番  
聖・ソレイユビル4F  
TEL 073・427・3500  
FAX 073・427・3501  
月曜日～土曜日 10時～19時

働くことに不安のある39才までの若者およびご家族の方

**原則予約制（相談時間40分）**  
予約時間 10時・11時・13時・14時・15時

紀州有田商工会議所 有田市箕島33-1  
毎月第2・4火曜日  
日高振興局 御坊市湯川町財部651  
0時~6時

毎月第1・3水曜日  
有田振興局 有田郡湯浅町湯浅23351  
毎月第1・3木曜日

日時・場所・時間

